

浜松市と畜場緊急的な休場の決定に関する要綱

(趣旨)

第1条 浜松市と畜場条例(昭和57年浜松市条例第39号)第4条ただし書きの規定に基づき臨時にと畜場を休場する場合のうち、緊急的な休場を決定する場合の基準について定める。

(と畜場の緊急的な休場)

第2条 当日の午前6時において、次の各号の一に該当するときは、当日のと畜業務は中止するものとする。

- (1) 東海地震の注意情報発表時又は警戒宣言が発令されている場合。
 - (2) 開設地において、避難の勧告又は指示が発令されている場合。
 - (3) 停電している場合。
 - (4) 業務の遂行に不可欠な施設又は設備の障害が発生し、短時間での修復が見込まれない場合。
 - (5) 浜松市食肉地方卸売市場運営委員会構成団体(以下、「運営委員会構成団体」という。)から、職員の参集が困難その他の止むを得ない理由により当日の業務遂行が困難であるため、業務中止の要請があった場合。
- 2 前項の判断を行なうべき事態が生じている間は、開門時刻から決定時刻まで(以下、「待機状態」という。)は、と畜場繫留所への家畜の荷降ろしは認めないものとする。
- 3 食肉地方卸売市場長は、待機状態が生じた場合又は生じる見込みがある場合は、その旨を速やかに運営委員会構成団体に通知するものとする。又第1項の決定をした場合も同様とする。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。